

国の就学支援金および福井県就学支援事業補助金について

- ・国の就学支援金制度、福井県就学支援事業補助金制度は全生徒が対象です。
- ・保護者の所得(道府県・市町村民税所得割額)に応じて、国の就学支援金、さらに県の就学支援事業補助金制度により、授業料、施設設備費等、入学金が減免されます。また、生活保護受給世帯、非課税(0円)世帯には奨学給付金が支給されます。(下表参照)

【減免区分・減免額一覧】

区分	減免区分	①	②	③	④	⑤	⑥
	道府県・市町村民税所得割額の区分(注1)	生活保護	非課税(0円)	85,500円未満	257,500円未満	507,000円未満	507,000円以上
保護者年収の合計の目安(注2)	250万円未満		250万円以上 350万円未満	350万円以上 590万円未満	590万円以上 910万円未満	910万円以上	
国	授業料(支援金支給)(月額)	24,600円 (2.5倍加算)	19,800円 (2倍加算)	14,850円 (1.5倍加算)	9,900円	—	
県	授業料(減免)(月額)	0円	1,750円	2,816円	—	—	
	施設設備費等(減免)上限7,500円	7,500円 (全額)	3,750円 (半額)	2,500円 (1/3)	—	—	
	入学金(減免)(注3)	92,350円 (全額)	46,175円 (半額)	46,175円 (半額)	—	—	
	奨学給付金(返還不要)	52,600円	89,000円または 138,000円(注4)	—	—	—	

- (注)1 支援金の低所得世帯加算や県の減免補助の要件審査に当たっては、保護者(両親の場合は二人分の合計)の所得を基準に、『道府県・市町村民税所得割額』が確認できる『課税証明書』をもとに行われます。
- 2 上記所得割額は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の年収を想定したものです。
- 3 入学金の減免は、県立高校の入学金相当額(5,650円)を差し引いた額が基準となります。入学金は一旦納入いただき、減免確定後、減免された額を返却することになります。
- 4 入学される生徒さんが第2子以降で、兄・姉が全日制高校生及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている家族である場合は138,000円、それ以外の場合は89,000円支給されます。

《参考》平成30年度入学金(福井県就学支援事業補助金適用)

(円)

入学金	各区分毎の減免後の入学金(実納入額)					
98,000	①	②	③	④	⑤	⑥
	5,650		51,825		98,000	

《参考》平成30年度学納金一覧(国の就学支援金および福井県就学支援事業補助金適用)

(円)

基本月額学納金(減免前)	学科・コース		減免対象			減免対象外	合計	各区分毎の減免後の月額学納金(実納入額)					
			授業料	施設設備費等				教育振興会費	①	②	③	④	⑤
	進路指導費	実験実習費		施設運営費(冷暖房費含)									
	普通科	特別進学	3,600	1,500	6,000	4,000	39,700	7,600	7,600	14,400	19,534	29,800	39,700
		進学	24,600	1,800									
	普通												
	情報商業科												
	ファッションデザイン科												
調理科													

- 1 平成31年度の学納金は未定です。参考として平成30年度学納金を記載しています。改定等がある場合は入学時にお知らせします。
- 2 入学手続き時には、入学金のほかに「制服、体操服、教科書等」の購入費として約15万円必要です。(ただし、調理科については実習着、包丁セットも購入のため、さらに約6万円必要です。)
- 3 入学金以外の学納金は、原則として毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に銀行口座より、口座振替します。
- 4 研修旅行の費用は約13万円です。毎月10,000円を学納金と共に口座振替します。
- 5 その他、諸経費集金として毎月定額(学科により、1学年時は3,000円～8,000円)を学納金と共に口座振替します。